

第 54 回山形県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時：令和 7 年 2 月 6 日（木）午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
- 2 場 所：山形県総合研修センター 講堂
- 3 議 事：（１）株式会社アシスト最終処分場増設事業 環境影響評価方法書
（２）北ノ沢産業廃棄物最終処分場第 2 期増設整備事業
計画段階環境配慮書
- 4 出席者（敬称略）
 - （委 員） 横山 潤（会長）、池田 秀子、内田 美穂（WEB 出席）、
根本 征樹（WEB 出席）、東 玲子、本山 功、是則 恭士
 - （事 務 局） 山形県 環境エネルギー部 みどり自然課
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 齋藤 孝浩
環境影響評価・温泉保全主査（兼）施設整備主査 渡部 一之
施設整備主査（兼）環境影響評価・温泉保全主査 小座間 渉
 - （事 業 者） 株式会社アシスト
代表取締役 青池 仁
 - （コンサルタント） 大岩コンサルタント事務所 代表 大岩 敏男
一般財団法人山形県理化学分析センター
環境調査部 大槻 信二、野口 侑璃奈
有限会社 青山技術 代表取締役 青山 直樹
 - （事 業 者） 東北クリーン開発株式会社
代表取締役 井上 洋輔、取締役本部長 石山 真司
 - （コンサルタント） 株式会社 科学技術研究所 代表取締役 仲條 啓吾
エヌエス環境株式会社 東北支店 課長 菅原 辰徳
株式会社高田地研 部長 大場 浩史
- 5 傍 聴 者：（１）10 人（内、行政機関 5 人）
（２）7 人（内、行政機関 5 人）
- 6 議事内容

事 務 局： ただいまから第 54 回山形県環境影響評価審査会を開会します。

事 務 局：（資料確認）

（審査会成立報告）

本日は、委員 10 名中、過半数となる 6 名の出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを報告します。また、本日は、条例第 46 条第 1 項の規定に基づく専門委員として、是則委員に出席いただいております。

それではここからの議事は、横山会長にお願いします。

横山会長：（あいさつ）

事務局から本日の議事について説明してください。

事 務 局：（議事の進行について説明）

横山会長： 審議に入る前に、議事録署名人に内田委員と東委員を指名します。

（１）株式会社アシスト最終処分場増設事業 環境影響評価方法書

横山会長： 株式会社アシスト最終処分場増設事業 環境影響評価方法書について、審議を進めます。

これから事前に取りまとめた、本案件に対する意見や質問とそれに対する事業者の見解について、意見交換を行い、事業者に直接回答を求める内容について整理します。

審議については、事業者による、調査、予測及び評価の妥当性などについて、環境保全の見地から質問、意見をお願いします。

【事前質問１】事業計画について、池田委員いかがですか。

池田委員： 配慮書よりも規模が拡大していることについて、事業者の回答は、許可者（山形県）と詳細の協議が未実施とのことでした。では、その協議はいつ頃行うのか。また、一部流動的に計画を修正しているとありますが、いつまで修正して、いつ決まるのか、具体的に知りたいと思いました。

横山会長： 事務局で、許認可等に係る法令や手続き等の段階について把握していることはありますか。どこまでが許容範囲で、どこまで進むと変更は不可など。

事務局： 許認可法令の具体的な規制や変更許容範囲等については、把握しておりません。

横山会長： 場合によっては、準備書の段階でさらに容量が増えることがあるかもしれないですね。審査毎に状況が徐々に変更となった場合に、環境影響評価をどう考えるか。微妙な問題が残るのではないか。もちろん、全体的な広い範囲での影響はある程度判断できるとして、個々の事業の細かなところは数字が変わることによって変化するかもしれない。計画の熟度、変更のタイミングは整理しておく必要があると思います。

池田委員： 結局、面積が増えると当初より改変範囲が大きくなり、評価が変わるので、どこかで決める必要があります。

横山会長： 準備書の段階では調査も行っているので、この改変範囲に対する環境影響評価を決める段階として、もちろん評価書の段階で更に変わることもあるかもしれませんが、やはり準備書が審査会としてのポイントになると思います。さすがに、評価書の段階で増えたらどうなのかという話になるかもしれない。

池田委員： この件は事業者へ質問します。

横山会長： 【事前質問２～４】全体的事項については是則委員いかがですか。

是則委員： 【事前質問２】盛土規制法については、事前回答の内容で了解しました。

【事前質問３】汚泥の受入量について、事前回答では汚泥の搬入量が全体の１０％未満であるとのことですが、実際は、段々と積み上げていくことで締りが緩くなることが考えられる。土堰堤を積み上げて埋めていくのですが、下の部分は緩くなっていくのではないかと危惧していて、それについて、

「今までも大丈夫だったから問題ありません」という趣旨の回答でした。しかし、ここでは、そういった状況が生じるのか生じないのか、また具体的にどのような維持管理、点検をこれから行っていくのか示していただきたいと思います。

【事前質問4】底部の集排水管のたわみ率や、円弧滑りの安定計算結果については、環境影響評価図書なので記載はありませんが、この数値を満足しなければならないといった基準値があると思います。安定計算等のチェックは、県の許認可担当部門が十分確認するはずなので、そこは県の担当にしっかりと行ってもらいたいと思います。

横山会長： 【事前質問5】集排水について、江成委員が欠席ですが、近年の豪雨に対しては、最近の他の案件でもよく話題になる内容で、その対応についても十分配慮してもらいたいので、私のほうから意見することで対応します。

【事前質問6】覆土置場の設置区域について、池田委員いかがですか。

池田委員： 今回、この事業において、東側と西側にかなり広い面積の覆土置場を想定していますが、どちらを想定するかで評価が変わってくると思い質問しました。回答としては、「許認可申請時までには決定する」とのことでしたが、この許認可申請時とは、準備書の手続きのどの段階で決まるのかがわからなく、できれば準備書を審査するまでには詰めていただきたいと思っています。

横山会長： この増設の許認可のタイミングは誰がどの時点で許可するのでしょうか。

事務局： 廃棄物処分場の許認可については、県の循環型社会推進課で行うことになります。許認可の段階では、環境影響評価が完了しているとか確認があると思います。

横山会長： 我々としては、方法書から準備書の間で許認可になるのか、それとも準備書以降で許認可になるのかで、だいぶ評価が変わってくると考えています。準備書以降の許認可となると、我々としては、ある程度大まかな事業計画の中で、環境への影響評価をしなくてはならないので、少し評価の精度が下がります。理想的には、準備書までに許認可が終わっていて、詳細な計算が終わっているといいのですが。

循環型社会推進課：

許認可申請をする段階で、環境影響評価は評価書まで終了していることになります。事業者の資料にもありますが、評価書が終了した後に必要な許認可の取得という流れになっています。

横山会長： そうすると、細かい設計はもう仕方がないということですね。多少の変更は許容されたとしても、変更の大きさによっては、審査段階と実際に完成したものは違うかもしれない状況で、おのずと準備書の評価をいろいろな不確定要素を含んだ状態で行うことになるので、もう少し早い段階で確認しておけばよかったのですが、許認可までの手続き全体のことを考えたほうが良いのではと思っています。場合によっては、前提条件が変わってしまうことになるかもしれないので、その辺は手続きのやり方を工夫する必要があると思

いました。

池田委員： そうすると、こちらからはお願いくらいしかできないですね。

結局、そのあとの覆土置場の復元のことで、平坦にするとなると、谷部を埋めるなり盛土をするなり、その部分はどうなるのかと思いました。

横山会長： その旨、事業者へ意見をお願いします。

【事前質問 7】 地下水の観測地点について、東委員いかがですか。

東 委員： 覆土置場に関しては、配慮書の段階から指摘していて、東側か西側かどちらかに決められないのかと話題になっていましたが、決めるにあたっても調査結果に基づいて、事業者が決めるべきことだと思います。調査も 1 つの方法ですが、覆土置場の安全対策として地下水位の上昇によると文面にありますが、図の 7-2-6-1 で元々東側には観測井戸が設けられている。それで、西側にも先ほど指摘があったように、沢筋が違うので、当然、観測井戸があって然るべきだと思いますので、本当に覆土置場として計画するのであれば、ある程度きちんと現状の把握も含めて準備しておく必要があると思いました。

横山会長： 事業者としては、まだ許認可関係があるので、まだ確定していないことになるけれど、我々としては、決めていただかないと影響が評価できないという話になります。そこは認識の違いを理解いただく必要があると思います。一方で準備書の段階では、調査に入りますので、事業区域として全体に調査が入るのか、それとも決めた範囲のみ調査するのか、その結果が準備書では出てくるとしますので、決めてもらわないと困るといった懸念はお伝えしたほうがよいと思いますので、その点、事業者へ質問していただければと思います。

横山会長： 【事前質問 8】 調整槽の増設について、内田委員いかがですか。

内田委員： 調整槽に関して、優先順位と散水处理について回答をいただいたのですが、もう 1 点質問していて、第 4 調整槽が他の調整槽よりも容量が大きく、位置的に第 1 ～ 3 よりも南側にあり、浸出水処理施設よりも少しだけ南側にあるので、どういう経路でそれぞれの調整槽に水を排水あるいは切り替えしているのかを確認します。

横山会長： 【事前質問 9 ～ 22】 水環境に関して、事業者を確認する点をまとめて、是則委員いかがですか。

是則委員： たくさん質問しましたが、事業計画が未確定の部分、これから行う箇所は、今はこれ以上の回答は無いと思いました。

その中で、少し気になるところをピックアップすると、【事前質問 9】の「計画処理能力が 240 m³/日から 300 m³/日になります」について、回答では沈殿槽、曝気槽、硝化槽など個別の処理において「計算上十分な余裕がある」と回答していますが、これはどこかの工程にボトルネックがあって、その分を他でカバーしていますと言われても、単純にそうはなりません。各工程で何を除去するか決まっているので、それがクリアできない条件では、そこでアウトになります。例えば薬品をたくさん入れるから大丈夫ですという

話ではないので、設計要領に基づいて県がきちんとチェックすることになります。事前回答の内容を見る限り大丈夫なのかと疑問があります。

【事前質問 10】も同様、「濁水処理は必要に応じて」とありますが、大体の施設では作っていますよね。これだけ大きな工事をして土を動かせば、濁水は必ず発生するので、濁水が発生しないと想定するのは、私は信じられない。普通は、ここははっきりと「濁水処理を行います」と言い切っていると思います。

【事前質問 11】「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（基準省令）」と理解されているので、了解しました。

【事前質問 12】環境保全協定でダイオキシン類の測定回数は2回ということで、了解しました。

【事前質問 13】既存処分場放流水水質調査結果がどうして1年間だけなのかと質問しましたが、過去3年分のデータを記載したことで、了解しました。

【事前質問 14】水質調査結果を基準省令と比較しているのですが、この基準値のハードルはそれほど高くない。環境影響評価の観点からすると計画値を満足できるかどうかが予測評価のポイントになる。これに対し回答では、計画処理水質を追加し、文章を修正しましたとのことで、了解しました。

【事前質問 15】は8月分の測定結果を追加したとのことで、了解しました。

【事前質問 16】は誤りを修正したとのことで、了解しました。

【事前質問 17】の地下水観測井がどこにあるかに関しては、図を見落としていたことで、了解しました。ただ、なぜその場所に設置したのか聞きたいと思います。なぜなら、山の上はモニタリングの井戸を掘っても、水が出てこない場合があるので、きちんとモニタリングを行うのであれば、水が出てくる所で行ってほしい。

【事前質問 18】は、回答で了解しました。

【事前質問 19】の予測結果についてですが、「現在の水処理施設で処理を行い、現状と同程度なので大丈夫です」との理由付けなのですが、逆に誤解を招くような表現だと思いました。また、予測が環境基準の類型指定をされていない上流の沢などで、結果的に流れついた先は類型指定がされているので、そこでは、類型基準に照らし合わせて評価するべきと意見しましたが、そこは、基準と照らし合わせて評価するとのことですので、これで良いかと思っています。

【事前質問 20】について、この案件に限らず気になっている件で、「重大な影響の回避または低減が将来的に可能である」という評価基準、考えが記載されていますが、この表現が少し引っかかる言い方なので質問しました。回答として、「配慮書の段階での評価なので、このままとしてください」とあり、これは済んだ話なので了解しました。

ただし、問題は、最後まで「できる限り影響を回避すればよい」という考え方で押し切るようで、「できる限り精一杯やりました」と言い訳のような言葉で許される話ではないので、「できる限り行った」からそれで良いでは済まないことを確認します。

【事前質問 21】は、「機能検査を検討する」のではなく、この場合は「機能検査を実施する」と記載すべきだと思います。環境保全対策なのだから、こういう場合はこうすると記載してほしいです。「状況次第で検討します」だと、少しいい加減な気がして、そんな甘い話ではないと思います。表現としては、「検査します」「検査で悪い部分があれば是正します」と記載してほしい。

【事前質問 22】は、「実施します」という言葉を一言いただければよかったのですが、これは結果的には実施することになると思いますので、回答の内容で了解しました。

横山会長： 現段階の方法書の手続きでは、ある程度不確定な部分もあり、許認可との関係から事業者は図書のような表現をしたのかと思いますが、このあたりは、表現の仕方でこちらの疑問に対応できることはあると思いますので、その辺をご指摘いただければと思います。また、【事前質問 10】の計画処理能力の部分については、是非事業者へ意見をお願いします。

横山会長： 【事前質問 23】両生類・爬虫類に関して、池田委員いかがですか。

池田委員： 両生類等の調査範囲の図面がなかったため質問しました。回答で、調査範囲は植物の調査範囲と同様と示していただき、きちんと認識はしているようでした。沢沿いなど中心にきちんと調査してもらいたいのですが、現地調査をどのように行うか図書を見ると、「任意確認調査では人が通行できる道を基本とする」とありました。しかし、大体沢沿いには人が歩ける道はほとんど無く、植物においても人が歩ける範囲にはたいしたものは見つからない。なので、この表現は不思議だなと思いました。それらを含めて、生物に関する調査方法について確認します。

横山会長： 任意調査というのは、とにかく歩いて確認種を見つけたら記録する方法だと思います。ポイントを決めてしまうと、逆にそのポイントで見つからなければ、「いない」という判断になってしまうので、本当は、両方行うことが良いと思います。両生類などは生息場所を大体予測できるので、集中的に調査するけれども、それ以外にも任意で歩いて見つけたら記録するべきだと思います。今回は方法書なので調査ポイントが不足しているなど追加で設けた方が良いでしょう。質問してください。

池田委員： ポイントで決めてしまうと、そこしか行わなくなってしまうので、面的な調査を行うよう意見します。

横山会長： 【事前質問 24～26】景観、その他に関して、是則委員いかがですか。

是則委員： 【事前質問 24】について、回答を見ると最終処分場の景観は覆土置場の位置と関係ないと言い切っていますが、覆土置場を含めて最終処分場の施設ですよね。最終処分場の施設として見ていないのか確認します。

また、回答からは、覆土置場の眺望やどういう形で置かれるのかが、よくわからない。本当は、眺望点の場所、その場所からの見え方、土の置き方、締固め方法や小段の設置、勾配の角度など、その辺もきちんと図書に記載してほしい。

【事前質問 25】は、覆土置場が決定しなくては準備書が提出されないのかなと考えていたのですが、確定するよう努力しつつ覆土置場が決定していなくても準備書は提出しますとのことでした。覆土置場が決定していなくても準備書はできるのですかね。

横山会長： 先ほどの回答から、評価書まで進んでから許認可とのことでしたので、我々の手続きは、覆土置場が決まっていらない状況であっても進めざるを得ないことになります。

是則委員： 準備書の段階では、両方の影響を評価することはわかりました。

【事前質問 26】は内容の確認でしたので、事前回答で了解しました。

ここでは、景観について、質問します。

横山会長： 以上で事前質問については一通り確認しましたが、その他追加で意見等がありますか。

横山会長： その他、追加がなければ、事前打ち合わせを終了して、事業者への質問に移ります。事務局は事業者を入室させてください。

（事業者入室）

横山会長： 本日は、出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。まず、事業者の皆様のご紹介をお願いします。

事業者：（自己紹介）

横山会長： 早速ですが事前質問に回答いただいている分も含めて、委員から質問をしますので、事業者は回答してください。

【事前質問 1】について、池田委員お願いします。

池田委員： 最終処分場の概要で合計の埋立地面積および埋立容量が配慮書時点よりも増加していますが、これに関して、検討および一部流動的に計画案を修正しているとのことでした。我々が評価するうえで、この計画はいつ頃面積等が確定するのかお伺いします。また、県との許認可のタイミングについてもお聞きしたい。

事業者： 今の増設計画については、県の循環型社会推進課が許認可の権限があり、そちらと協議を行っております。令和 7 年度早々から事業計画の協議を進めていく予定です。令和 7 年度秋頃までには確定を目指して進めていきます。現状は、必要な土地の購入等は地権者と調整しており、その辺が確定したら、事業計画規模も確定していきたいと思っています。

池田委員： そうすると、私たちの認識としては、次の準備書の段階では、埋立面積や容量の事業規模は確定しているということですか。

事業者： はい、令和 7 年度の秋頃には決めていきたいと考えています。

横山会長： 是則委員から【事前質問 3、4】汚泥の受入れ量と構造計算に関して、お願いします。

是則委員： まず、2点確認します。1つめ、産業廃棄物なので、結構な量の汚泥が搬入されてくると想像していますが、汚泥の搬入量は10%未満であるとしても、かなりの多段積みで、変形など下の方はどうしても緩くなると思うので、大丈夫なのかと思っています。回答では、現状は大丈夫なので今後同様にしても大丈夫ですというお答えですが、この先どのような維持管理や点検を行っていく計画なのか1つめの確認です。

2つめが、多段積みに関連する内容ですが、私は、安定計算を行って、たわみ率などすでに解析は済んでいるから、この計画であると認識していました。しかし、回答は「安定計算はこれからです」ということで、当然ここはクリアしないと建設自体できないと思いますが、結果次第では、この事業は無理だということになるのでしょうか。

事業者： 今、委員がお話されたとおり、土堰堤で段々と積み上げていく中で、勾配は1：2としており、かなり緩い勾配となります。現在、既設の処分場は、15段積みくらいの計画で許可を受け埋立てを行っています。次の増設の箇所でも、受け入れ品目は、一般廃棄物と産業廃棄物のいずれも変更せずに受け入れていく予定です。予定では、現在の受入れ状況から汚泥は現状10%以下で、そこまで含水率の高いものを入れる計画にはなっておりません。ただし、当然、圧密がかかり沈下していくことは確かですので、そこは、現状の処分場でも堰堤の沈下を3か所ほど計測しながら進めており、下がっている箇所があれば追加で土を盛り均す計画としています。

是則委員： 一番下のシートで沈下をどの程度見込んでいるかが気になるのですが、通常設計としては10cm程度を見込むと思いますが、今現在の数値などわかれば教えてください。

事業者： この春から、ボーリング調査を実施し、地盤支持力や土質定数などを精査し、計算を行っていこうと考えています。委員からの質問にあったとおり、上から荷重をかけた場合に、下のシートにかかる荷重も十二分に想定されますので、その辺も十分加味して進めていきます。必要であれば、下の方にセメント改良処理等も行って、地耐力の確保をすることも考えています。

是則委員： これから盛るところは既存のシートがある上ではなく、新たにシートを敷いたところに盛るということですか。

今の話で、シートの下で地盤改良をするとありましたが、既にシートを敷いているところでは、地盤改良は無理ではないですか。

事業者： 今回増設の箇所は、既存のシートの上に盛ることはありません。

横山会長： 【事前質問 6】覆土置場の設置区域について、池田委員お願いします。

池田委員： 覆土置場の設置区域について、いつ頃決定するかとの質問で、今は協議の段階でどちらか未定との回答ですが、私たちが評価するにあたって、2か所はそれぞれに大きな規模ですし、決まっていないと評価もできないので、準備書までには、提示していただきたいという要望です。

事業者： 方法書では、記載のとおり、第1候補と第2候補ということで、増設の処分場の東側と西側に計画を持っています。右か左か決めないと進まないのではないかという質問ですが、我々としては、東側を第1候補として考えて進めております。しかしながら、西側の第2候補も、準備書の段階においても候補として検討を進めていきたいと思っています。

増設の処分場自体は、覆土置場がなくても許可が取れるのですが、その場合は、覆土に使用する土を外から持ってくることになり、車両の通行も増えますので、事業計画としては、隣接地に覆土置場を設けて進めることを考えています。環境影響評価は、覆土置場を東側に作った場合又は西側に作った場合を想定して評価をすることにしております。

池田委員： 覆土置場がなくても許可は取れるとのことでしたが、ここでは覆土置場を作ることが前提ということですね。いずれにせよ、なるべく早く確定して提示いただきたいというお願いです。

もう1点、覆土置場の実際の詳細な設計が未定ですが、使用後はなるべく平坦地を残して、森林を復元する計画ですが、ここは谷部になりますので、土を埋める、盛土するということですか。

事業者： 基本的には、処分場を増設の際に発生した掘削残土を隣接した覆土置場に運搬し、廃棄物を受け入れた後、その土を覆土として利用します。最終的には、質問のとおり谷部を埋めた形で周辺の地元の方と協議しつつ、今後利用するのであれば平場に、そうでない場合は植林をして森林に戻すことを考えています。

池田委員： 盛土するということでしたので、例えば大雨が降った時にこれまで谷部に流れていた水など、濁流の問題が考えられるので、盛土には不安がありお聞きしました。

是則委員： 今の質問の中で、谷部に土を埋める、処分するということでしたが、これは簡単な話ではなくて、かなりの量になると思います。沢や谷に埋めるのは一番手っ取り早いかもしれませんが、これはこれで一つの開発行為として、何等かの許可が必要と思いますが、その辺はいかがですか。

事業者： そちらは、林地開発に伴う行為になるため、県の森林整備課へ造成計画等を並行して協議を進めていく予定です。

是則委員： 当然、水をきちんと抜かないといけないし、どのような計画で行うのか詳細はわかりませんが、土の処分も簡単な話ではないので、必要な手続きはきちんと行っていただきたいと思います。

横山会長： 【事前質問7】地下水集排水施設について、東委員お願いします。

東委員： 覆土置場について、今、東側もしくは西側のどちらかという話でしたが、もし環境負荷を低減すると考えたときに、両方に少しずつということもあり得ると思いますが、その可能性はありますか。

事業者： 両方に分配する方法は、今は考えておりません。

東委員： わかりました。先ほどの各委員から指摘があるように、谷部に埋めることで、ここに元々ある水系も含めて、地下水等の移動や排水関係の影響が非常

に気になっています。覆土置場に関し、両方を同等に調査した上で判断いた
だきたいし、もちろん安全に配慮することも含めて、配慮書から方法書まで
の間に何も進展がないと感じており、準備書までには、できればどちらかに
決めて議論できればと思っています。

事 業 者： はい。

横山会長： 【事前質問 8】調整槽に関して、内田委員お願いします。

内田委員： 【事前質問 8】について、更に詳細にお聞きします。調整槽第 1～3 を優
先的に使用して、第 4 調整槽は、第 1～第 3 で対応できない時に使用すると
ありますが、方法書の 55 頁で第 4 調整槽が第 1～第 3 調整槽よりも南側に
設置予定です。処分場の北側から南側に向かって浸出水が流下して、第 4 調
整槽は一番容量が大きいわけですが、ここを使用する場合は、相当量の浸出
水がある場合と予想されます。その場合、第 1、第 2、第 3 とどのように浸
出水の排水を切り替えて運用するのか教えてください。

もう 1 点、一度、南側の第 4 調整槽に溜めたものを浸出水処理施設にどの
ように送るのかを教えてください。

事 業 者： 浸出水は、1 本しか配管がないので、まずは第 1 調整槽に溜めます。第 1
が満たされたら、第 2 へ入れる形になり、第 2 が満杯になったら、第 3 の方
へ切り替えるようにしております。現状は、この 3 つで対応できております
が、今後拡張に伴う浸出水が増えることを想定し、第 4 調整槽を作ります。
第 4 調整槽へは、第 1 から第 2 へ移動するようなバルブを第 1 と第 4 の間に
も設置し調整します。最終的に浸出水処理施設は、それぞれの槽が浸出水処
理施設に繋がっている訳ではなく、すべて第 1 調整槽を通して処理します。

横山会長： 【事前質問 9】全体の集排水システムについて、是則委員お願いします。

是則委員： 水処理の基本的に足りない部分は施設の増設をお願いします。特に、水処
理の収支計算はされると思いますが、ひとつひとつの工程で処理、除去すべ
き項目が決まっていますので、他の工程で余裕があるからと、どこか 1 か所
でも満足しなければ、それはシステム全体として成り立たなくなりますの
で、気を付けてください。

また、一番危惧しているのは浸出水の変動です。集中豪雨などで他の水処
理と違い、浸出水は量的・質的に変動するので、きちんと設計していただ
き、十分県の指導、指示に従ってほしいということです。

【事前質問 20】予測評価の部分で、できる限り影響を回避していればよい
とありますが、結局、実行可能な範囲で回避低減しているかどうか評価する
には努力では評価できない。結果が全てなので、具体的にどういう状況にな
るのか、きちんとした基準を基に回避・低減ということを定量的に示して判
断してもらいたい。

事 業 者： ご指摘のとおり、回避低減にかかわる評価、取組みが努力する評価になっ
ておりますが、基準との整合性の評価も併せて行いますので、環境保全措置
を実施した結果も定量的に評価したいと考えております。回避低減に係る評
価も、もっと具体的に定量的に目標を設けて評価できるように準備書の段階

では検討していきたいと考えております。

横山会長： 【事前質問 23】両生類、爬虫類の調査について、池田委員お願いします。

池田委員： 調査範囲の図面を添付していただきましたが、有識者からのヒアリングにもあるとおり、水が少量でも両生類はかなり上流部までいる可能性があるもので、やはり面的な調査を中心に実施していただきたい。また、現地調査の内容で全般的に「任意確認調査では、人が通行可能な道を踏査の基本ルートとする」と記載されています。沢沿いは人が通れる箇所は少ないと思いますので、水系として面的に調査をお願いしたい。また、両生類、爬虫類に関しては、鳴き声や石の下などただ歩くだけでは見つからない部分もありますので、その辺も丁寧な調査をお願いします。

事業者： ご指摘いただいたとおり、十分に注意して調査していきたいと思っています。点ではなく面的に評価できるように調査を実施させていただきます。

横山会長： 【事前質問 24】景観に関して、是則委員お願いします。

是則委員： 先ほど、言い忘れたことがあって2点お願いです。実施するのかわからないか不明な点があって、例えば【事前質問 10】濁水処理について、この規模の処分場であれば、実施するのは当たり前で、私は行っていないところを見たことがありません。方法書では必要に応じてと書いていますが、これは必要になりますので、絶対とは言いませんが、大体作るものなので、「実施する」とはっきり書いてください。

それと、【事前質問 21】浸出水処理施設の機能検査について、何か異常があれば検査を検討しますと記載していますが、何か異常があれば、まず検査を行って、そして、検査で異常があれば是正対策を行うことになりますので、これは言い切らないと話にならない。その部分を、準備書には、はっきり書くようお願いします。

事業者： 濁水処理については、当初から処理施設を設ける予定でいます。ただし、ここで捉え方に相違があって、全て綺麗な水も出てきますので、その水はそのまま放流しますが、処理が必要なものは行います。全ての水を処理するものではないという意味で必要に応じてと表現しましたが、委員のご意見からすると、濁水処理を行うと言い切ってもいいと思います。

機能検査についても、日常的に全ての項目の検査を行える体制にありますので、補足させていただきます。

是則委員： 対応をお願いします。

最後ですが、【事前質問 24】覆土置場はなくても許可が下りるから、未定ということはわかりますが、今回の計画でいえば覆土置場を含めての最終処分場施設ですよ。ということは、この場所で作る限りは、覆土置場も含めて最終処分場であるとの認識で進めていただきたいと思います。

事業者： 覆土置場を踏まえての今回の増設事業計画として、循環型社会推進課と協議していく予定です。

是則委員： 準備書段階では、この辺が決定しているという目安や、見込みはどのようなのでしょうか。要するに覆土置場が決まらなければ、準備書は提出しないなど

ありますか。

事業者： 覆土置場を含めて準備書は提出しますが、冒頭申し上げたとおり第1案、第2案どちらも網羅する形で調査を行い、準備書の提出を考えております。

横山会長： 最後に、近年は極端な集中豪雨が各地で発生しておりますので、より安全側に振った集排水施設の設計や放流水の流末処理などを検討していただくようお願いします。

事業者： 承知しました。

横山会長： それでは質問は以上になります。事業者の皆様は退出してください。本日は誠にありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長： 委員の皆様から他にご意見はございますか。

東 委員： 先ほど、事業者から覆土置場はなくても処理場の増設許可は下りるとお話をされていましたが、そうなのですか。

是則委員： それは、そもそも覆土置場を作らないという場合ですね。その場合、発生した残土はお金をかけて処分する。また、使いたいときは土砂を買ってきて使うことになり、事業者にとってはどちらも費用がかかるので、近くに覆土置場を設けたいという気持ちはわかります。これは、建設コストに直結するので、覆土置場は作ると思います。

横山会長： ただ、冒頭打合せの時の話から、こちらの評価書がでてから最終的な許認可という流れになりますので、悪い想定をすると、準備書段階の設計が固まっていない時の評価と最終的に完成したものの評価に違いが生じる可能性があります。ただし、本件については、許認可担当と打合せを進めていて、令和7年度の秋頃には基本設計は固まるという話でしたので、覆土置場は完全に固まっていないかもしれませんが、その両方を併記していただき、そのデータをもって評価できると思いますので、この案件については、準備書の段階でかなり固まった状態が出てくるのではないかと思います。

ただ、法令、条例で手続きの流れが決まっているとなると、こちらとしては、例えば事業者側が最後まで複数案を併記、又は一部設計が固まっていなかったとしても審査せざるを得ないことになります。そこはすぐに解決できる問題ではないとは思いますが、将来に向けては許認可担当と設計進捗等を固めていただくようお願いしつつ、条例の整備なども行っていただければと思います。

横山会長： その他意見がなければ、審査会の意見を取りまとめたいと思います。今回は環境影響評価の方法について議論いただきましたが、前提として事業計画が未定の部分も含めて問題点をご指摘いただきましたので、これらを踏まえて、審査会の意見としてまとめさせていただきます。

なお、取りまとめについては、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員：（了承）

横山会長： ありがとうございます。

（終了：午前 11 時 25 分）

（再開：午前 11 時 30 分）

（２）北ノ沢産業廃棄物最終処分場第２期増設整備事業 計画段階環境配慮書

横山会長： それでは、「北ノ沢産業廃棄物最終処分場第２期増設整備事業 計画段階環境配慮書」について、審議を進めます。

これから事業者の入室までに、本案件に対する意見や事前質問を含め、意見交換を行い、事業者に直接、回答を求める内容について整理します。

審議については、事業者が選定した評価項目について、調査、予測及び評価を中心に環境保全の見地からの審議をお願いします。

横山会長： 【事前質問１】雪崩については、今後検討するとの回答ですので大丈夫かと思えます。

横山会長： 【事前質問２】調整池に関して、是則委員いかがですか。

是則委員： 調整池の収支計算がどうなっているかと思ったのですが、まだ配慮書の段階で計画が十分固まっていないということ、また、図面上でどこに調整池があるのかわからなかったのですが、これも今後林地開発許可の関係で、今後示されると思いますので、回答の内容で了解しました。

横山会長： 【事前質問３】増設埋立地について、内田委員いかがですか。

内田委員： 事前回答で了解しました。

横山会長： 全般的事項【事前質問４～７】について、池田委員いかがですか。

池田委員： 覆土については、処分場で発生した残土を利用するということで、他の案件と同様であると思いました。ただ、覆土をどこから調達する予定かきちんと書いた方が良いでしょう。

残土の量が、現状はわかりませんが、発生する量によっては配慮が必要になると思いますので、次の方法書ではもう少し詳しく分かるようにしていただきたい。

この事業は安定型の処分場で、防水シートは設置しないことで了解しました。

集排水のルートは現段階では決まっておらず、方法書で示していただくことで了解しました。

横山会長： 次の東委員の質問と関連すると思いますので、【事前質問８】について、東委員いかがですか。

東 委員： 私も排水処理施設がどこになるのかわからず、図面に示してほしいとお願いし、施設の図面が提出ありました。以前に、こちらを見学したことがあ

り、搬入路が一番高く、他は低いところにあるので、排水を一度上流にもちあげて使うのかなと思います質問しましたが、補足資料で了解しました。

横山会長： 【事前質問 9】 自然災害について、池田委員いかがですか。

池田委員： これは、毎回出てくる話ですが、お願いになります。このような災害が起きないとは言い切れないので、対策に努めていただきたいという意見に対して、配慮して設計しますという回答でしたので、次の方法書で示していただければと思います。

横山会長： これは、【事前質問 1、11】も同様な指摘になりますので、極端な気象状況への対応をあわせて事業者意見してください。

続いて、【事前質問 10】 東委員の質問は、方法書以降に記載いただくことでよろしいですか。

東 委員： （了解）

横山会長： 【事前質問 12、13】 地下水に関して、是則委員いかがですか。

是則委員： これは、数字自体が間違っていないかと指摘しましたが、間違いということで、事前回答で了解です。

横山会長： 【事前質問 14】 江成委員からの水質調査地点について、「設定します」という回答でしたので、改めて質問する必要はないかと思います。

【事前質問 15】 内田委員いかがですか。

内田委員： 事業者回答で了解しました。

横山会長： 【事前質問 16】 伊藤委員からの水質に関して、令和 2 年 7 月の大雨以降の状況を現地調査結果に反映ということですので、先ほどの池田委員の意見にまとめてお願いします。

【事前質問 17～19】 の 3 件に関して、是則委員いかがですか。

是則委員： 【事前質問 17、18】 は方法書以降で結果を反映するということで、了解しました。

【事前質問 19】 は、評価は結果がすべてなので、結果を評価してほしいとお願いしたいと思います。

横山会長： 以上で事前質問については一通り確認しましたが、その他追加で意見等がありますか。追加がなければ、このあたりで事前打ち合わせを終了して、事業者への質問に移ります。事務局は事業者を入室させてください。

（事業者入室）

横山会長： 本日は、出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。まずは、事業者の皆様のご紹介をお願いします。

事業者：（自己紹介）

横山会長： 事前質問の分も含めて、この場で委員から質問しますので、事業者は回答してください。

【事前質問 5】 残土について、池田委員お願いします。

池田委員： 【事前質問 5】 残土量について、今調整中と回答いただきましたが、もし

現段階である程度わかっていれば教えてください。

事業者： 残土は、既存の管理用道路の脇に仮置きする計画としています。数量については、まだ計算中です。

横山会長： 発生量は現在計算中ということで、できるだけ早い段階で計算して示していただきたいと思います。

【事前質問 9、1、11】近年の自然災害に関して、池田委員お願いします。

池田委員： 他の委員からも意見ありますが、近年の極端な気象現象（豪雨や大雪）に対して、悪影響を及ぼさないよう配慮した設計にすると回答いただきました。大変重要なことだと思いますので、どのような形で配慮するのか、方法書以降でしっかり提示いただきたい。

事業者： 方法書でしっかりと対応します。

横山会長： この件は、県民の皆様も心配されている部分もありますので、是非しっかりと配慮いただきたいと思います。

是則委員から、【事前質問 19】調査予測評価手法についてお願いします。

是則委員： 【事前質問 19】評価のところで、「影響の回避、低減」という言い方で評価するとなっていますが、できるだけ具体的に、明確な数値等を示して評価することを記載いただきたい。

【事前質問 17、18】景観は数値的な評価は難しいと思いますが、例えば、ドローンを飛ばして見た目がこんな感じになるなど、様々な手法があると思いますので、できるだけわかりやすく、結果を基に評価して、具体的にこうなるから影響は軽微ですというようにしてください。もし、この場で考えがあるようでしたら、お聞かせ願います。

事業者： ご意見のとおり、十分配慮して進めていきます。

横山会長： 特に処分場の案件ですと、水質など常時数値が測れるデータが重要だと思いますし、気になる方もいらっしゃると思いますので、そういった点も含めて目標となる数値やそれを達成するための配慮をどうするか明確にしてください。

是則委員： ここは安定型処分場なので、特別放流水がどのくらいというような設定条件は難しいと思いますが、その辺は具体的にどのような手法を検討しているのか教えてください。

事業者： ご意見のあったとおり、今回は安定型の処分場なので、浸出水処理施設は不要としております。ただ、既存の処分場周辺には焼却炉があり、できればその放流水は焼却炉で再利用する方向で考えています。それは、今の焼却施設において、現状でも水が足りないからですが、水の問題に関しては、雨水や浸出水など総合的にどの程度水が必要か、今後方法書を提出する段階で、既存の施設との兼ね合いも含めて検討を進めていきます。

横山会長： 質問は以上になります。事業者の皆様は退出してください。本日は誠にありがとうございました。

（事業者退室）

横山会長： 委員の皆様から他にご意見はありますか。

今回は、前の案件と比較すると、増設なのだけれど、隣接する場所に作るという、開発行為的には上ではなく横に広げる形の増設で、今後、こういう形が増えてくるのではないかと思います。どこまでを増設として扱うなど、何か県のビジョンなどありますか。

循環型社会推進課：

施設の増設か新設かというのは、やはりそれぞれの処分場で状況が異なるので、案件ごとに判断しているのが現状で、機能として一体となって運用しているかなどで判断しています。

横山会長： その他、委員から意見はありますか。今回は配慮書の段階で、まだ具体的に設計が固まっていないところもあり、意見が難しかったと思いますが、情報の足りないところなどをいろいろご指摘いただいたので、その点を中心に審査会の意見としてまとめさせていただきたい。

なお、取りまとめについては、会長に一任させていただいてよろしいですか。

各 委 員：（了承）

横山会長： それでは、本日の審議に基づいて答申の案を取りまとめ、皆様から確認していただいたうえで、県に提出したいと思います。